

【よくある質問と回答（FAQ）】地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募

No	該当資料	該当項目	質問	回答		
1	公募要領	I 1.公募目的	本事業は補助事業か。	補助事業ではありません。本事業は、地域循環共生圏の創造に向け、地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造、支援のあり方や効果を測る指標等の検討を実践的に行うため、地域での実証を行うことを目的にしており、選定された活動団体には、「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」等の環境整備に、請負者と事業実施に係る協定を締結の上事業に取り組んでいただきます。活動団体が取組に要した経費は、請負者が活動団体1団体あたり200万円を上限として負担します。		
2			「地域循環共生圏」とは、「環境モデル都市」や「SDGs未来都市」のように国（環境省）が地方公共団体や地域を「地域循環共生圏」として選定又は認定するものか。また、本公募はその一環か。	「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。また、選定や認定という仕組みは現時点では考えていません。 なお、環境省では、地域循環共生圏のコンセプトに基づき、地域循環共生圏を創造している又はしたい地域・団体の登録制度「地域循環共生圏実践地域等登録制度」を開始しました。登録された実践地域等については概要・取組状況を広く公開し、企業による支援や人材の確保、登録地域や企業等の交流を促しています。登録地域・団体向けに、事務局からのメール配信（メルマガ）により環境省が主催する会議・イベントなど各種の情報提供を実施しています。		
3			I 2.公募対象	地方公共団体との連携について、多数の地方公共団体と連携していた方がよいのか。又は、1団体とでも連携を行っていただければよいのか。	1団体とでも地方公共団体との連携を行っていただければ差し支えありません。	
4				公募対象は「地方公共団体と地域循環共生圏創造のために連携している民間団体もしくは協議会」とあるが、「連携」とは具体的にどのような状態を指すのか。	応募団体と地方公共団体との間での協定締結や、地方公共団体を構成員に含む協議会を設置する等し、地域循環共生圏の創造を目指す状態を「連携」と考えます。また、資本的な連携や業務的な連携のいずれも「連携」に含みます。	
5			I 3.審査（3）活動団体の決定		本公募に応募した場合に、当該応募団体が環境省の他の補助事業への応募を制限されることはあるか。	他の補助事業への応募が制限されることはありません。
6					他の補助事業等と同時に応募又は既に他の補助事業等を活用している場合の応募は可能か。	いずれも可能ですが、公募要領に記載のとおり、今回申請する活動に対して、既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用計上はできません。また、他の補助事業等に同時に応募する場合も同様です。また、本公募の選定後においても、内容の重複部分に対して、他の国の補助金等の支援を受けることはできません。

No	該当資料	該当項目	質問	回答
7		14.選定における審査項目(1)書面審査における審査項目	書面審査における審査項目のうち、「民間団体又は協議会が活動団体の場合は、地方公共団体との連携方法及び地方公共団体の連携を確認できる資料」とはどのようなものか。雛形はあるか。	申請団体と地方公共団体との間で交わされた協定書、地方公共団体を構成員に含む協議会の設置要綱や規約、会員名簿等が考えられます。複数の地方公共団体と連携する場合には、全ての地方公共団体との連携を確認できる当該資料をご提出ください。なお、新聞記事等、主体間の連携や協力を直接的に確認できない資料は該当しません。
8		14.選定における審査項目(1)書面審査における審査項目	現在、協議会の立ち上げ準備中であり、定款や規約は「案」となるが差し支えないか。	今後、協議会を設置予定の場合も応募は可能です。その場合、定款・規約(案)や設置要綱(案)、会員名簿(案)等をご提出ください。
9		15.応募方法等(3)応募に必要な書類	「活動団体の概要が分かる説明資料」について、最近設立した新しい団体のため、実績がない。どのようなことを記載すべきか。	「活動団体の概要が分かる説明資料」については、過去の実績等に限定していません。例えば、団体の設立趣旨や団体がどのようなことを行っている(行う予定)か等を記載した資料をご提出ください。
10		15.応募方法等(4)書面による提出の場合の提出方法等	提出方法として、直接の持込にて提出してよいか。	公募要領に記載のとおり、提出方法は郵送または電子メール送信とし、郵送の場合には書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。
11		15. 応募方法等(7) 応募に関する質問の受付及び回答	本公募について質問がある場合、電話又は直接訪問により質問してよいか。	公募要領に記載のとおり、質問・問合せは電子メールにて受け付けます。電話、来訪等による質問・問合せには対応しません。
12	公募要領	16. 取組内容、事業予算等(1) 地域循環共生圏の創造に向けた環境整備	請負者が活動団体1団体あたり200万円を上限として負担する経費について、個別具体の事業に活用してもよいか。	本事業で請負者が負担する活動団体の取組経費は、あくまでも地域循環共生圏創造のための地域の基盤となる環境整備に用いる経費であり、個別具体の事業の経費として使用されることは想定していません。
13			請負者が活動団体1団体あたり200万円を上限として負担する経費について、事前に概算払いにより交付してもらうことは可能か。	公募要領に記載のとおり、本公募で選定された活動団体は、後日決定する請負者と事業実施に係る協定を締結の上事業を実施していただきます。そのため通常の補助金交付のように、環境省又は請負者から各活動団体へ概算払い等の方法で交付するのではなく、請負業務の請負者が活動団体の取組に要した経費を請求者に支払う等の方法を想定しています。具体的な経費処理手続の方法については、後日決定する請負者が示す「経費処理マニュアル(仮)」に基づき処理してください。
14			請負者が活動団体1団体あたり200万円を上限として負担する経費について、地方公共団体が活動団体として選定された場合、地方公共団体側での予算措置は必要ないか。	環境整備に取り組む活動団体については、その取組に要した経費を請負者が負担することから、活動団体となった地方公共団体側での予算措置は特に必要ありません。ただし、本事業に伴って請負者が執行できない経費(例えば、何らかの設備の購入、上限額を超えるイベントの実施等)が生じる場合には、活動団体側にて予算措置を行っていただく必要があります。

No	該当資料	該当項目	質問	回答
15		(その他)	公募要領に、「本公募は、令和3年度予算成立を前提に行うもの」とあるが、当自治体は、6月定例会での補正予算対応を予定している。この場合、応募要件は満たさないのか。	公募要領の「本公募は、令和3年度予算成立等を前提に行うもの」との記述については、国の予算成立を意味しており、応募する地方公共団体側の予算措置の有無は応募及び審査の要件とはしていません。
16	【様式1】		押印は必要か。	押印は不要です。ただし、文書の真正性を確保するため、本公募への申請に係る責任者及び担当者の氏名、連絡先等を必ず明記してください。なお、4.の地方公共団体との連携方法及び地方公共団体の協力を証する文書についても同様です。
17	【様式2】	2.活動内容	「効果を評価するための指標」とは、定量的又は定性的なものいずれでもよいか。	可能な限り定量的に評価できるものを記載ください。なお、想定される効果（指標）の適切性については、公募要領14.（2）②のとおり選定における審査の対象となります。
18	【様式2】	2.活動内容	「実現したい事業」とは「将来的に実現したい事業」という理解でよいか。もしくは、本公募における「事業期間内に実現したい事業」を意味するか。	「将来的に実現したい事業」で構いません。なお、構想等が既にある程度練られている事業や、取組優先度の高い事業、既に着手済みの事業がある場合には、来年度以降支援チーム派遣の判断材料となる可能性がありますので、それらを記載ください
19	【様式2】		「今後のスケジュール」については、文章で記載して差し支えないか。	文章で記載して差し支えありません。
20	【様式2】	3.実施体制の適正性	実施体制について、協議会や地域コンソーシアムの構成員は応募時点の予定（想定）でよいか。また、選定後の本事業開始時又は事業完了時において、構成員が応募時とは違っていても差し支えないか。また、協議会の構成員として必須となる機関・組織等はあるか。	実施体制については、応募時点での予定を記載していただいて差し支えありません。本公募の応募・審査の要件を逸脱しない範囲や事業実施に支障のない範囲での構成員の変更は差し支えないものと考えられます。また、構成員として必須となる者は特に定めていませんが、地方公共団体以外が応募団体となる場合には、地方公共団体との連携を必須としていますので、通常は地方公共団体が構成員に含まれるものと考えられます。
21	【別添5】		【別添5】の仕様書（案）の内容は公募団体が実施するものか。	【別添5】「令和3年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務仕様書（案）」は、環境省が後日別途発注・契約する「令和3年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務」の請負者が実施する業務の仕様書（案）であり、本公募により選定された活動団体の取組に係る仕様書（案）ではありません。ただし、選定された活動団体は請負者と事業実施に係る協定を締結の上環境整備に取り組んでいただきますので、応募にあたって本仕様書（案）の内容を熟知していただくことは重要と考えます。
22	(その他)		本事業を活用し事業計画を策定した場合、活動団体を対象とした補助事業が実施されることはあるか。	対象を本事業の活動団体に限定した補助事業は現時点では想定していません。